

国立大学法人佐賀大学学長選考規則

(平成17年4月7日制定)

目次

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議規則（平成16年4月1日制定）第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考及び任期等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出て、学長選考・監察会議の承認を得たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号の場合は、任期の満了する日の少なくとも90日以前に、同項第2号及び第3号の場合は、その日から30日以内に選考することを原則とする。

(選考の基準)

第3条 学長候補者は、学長選考・監察会議が別に定める国立大学法人佐賀大学長に求められる資質・能力を持ち、本法人の重点的取組に取り組む能力が十分にある者から選考するものとする。

(選考の公示)

第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者を選考するときは、次に掲げる事項を定め、公示しなければならない。

- (1) 学長候補者の選考を行う理由
- (2) 学長候補者の資質要件
- (3) 学長の任期
- (4) 学長候補適任者を推薦する推薦者の資格
- (5) 推薦に必要な書類及び提出日時並びに提出場所
- (6) 選考方法及び日程

2 前項の公示は、ホームページ等を通じ学内外を問わず広く行うものとする。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長候補適任者を推薦する場合は、被推薦者の応諾書、所信及び推薦者10人連署の推薦書を添えて行うものとする。なお、学長選考・監察会議委員が学長候補適任者を推薦する場合は、被推薦者の応諾書、所信及び学長選考・監察会議の委員2人以上連署の推薦書を添えて行うことができる。

2 前項の規定により推薦しようとする者は、様式第1号に定める学長候補適任者推薦届出書、推薦書、履歴書、業績概要及び所信表明書並びに様式第2号に定める応諾書を作成の上、学長選考・監察会議に対し、定められた期限内に提出するものとする。

3 前項の学長候補適任者推薦届出書には、学長候補適任者の氏名等を学内で閲覧に供されるとともに公表されることを了解する旨の誓約を含むものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、推薦者となることができない。

- (1) 他の学長候補適任者を推薦した者
- (2) 学長候補適任者として推薦された者

5 推薦代表者は、前項により推薦者が欠けた場合は、第2項の期限内に、推薦者を補充することができるものとする。

(学長候補適任者の資格審査)

第6条 学長選考・監察会議は、前条第1項の規定により推薦された者（以下「被推薦者」という。）について、資格審査を行う。

2 学長選考・監察会議は、前項の規定による資格審査の結果について、速やかに推薦代表者に対し通知するとともに、資格審査を通過した者（以下「学長候補適任者」という。）について、その者の氏名等を五十音順に公表するものとする。

(学長候補者の選考手続)

第7条 学長選考・監察会議は、第5条に規定する学長候補適任者の推薦、前条第1項に規定する資格審査、別に定める所信表明及び面接により選考を行う。

2 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議が必要と認めたときは、意向調査を実施することができる。

(学長候補者の決定)

第8条 学長選考・監察会議は、前条の選考手続に基づき、学長候補者を決定し、学長に報告するとともに、選考過程、選考結果及び選考理由を公表するものとする。

2 前項の学長選考・監察会議において、学長候補者の該当者がいないと判断された場合には、第4条に規定する公示から開始して再度選考を行う。

(再選考)

第9条 学長候補者が候補者となることを辞退したときは、再選考を行う。

2 前項の再選考は、前条の規定により行う。

(任期)

第10条 国立大学法人佐賀大学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

(規則の解釈)

第11条 この規則の解釈について疑義があるときは、学長選考・監察会議が決定する。

(雑則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月7日から施行する。

2 国立大学法人佐賀大学長の任期に関する規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成20年9月29日改正）

この規則は、平成20年9月29日から施行する。

附 則（平成20年12月12日改正）

この規則は、平成20年12月12日から施行する。

附 則（平成21年4月20日改正）

この規則は、平成21年4月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月28日改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月2日改正）

この規則は、平成24年7月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月15日改正）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月４日改正）

この規則は、平成２７年３月４日から施行する。

附 則（平成３１年２月２１日改正）

この規則は、平成３１年２月２１日から施行する。

附 則（令和４年１月１９日改正）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１２月３日改正）

この規則は、令和６年１２月３日から施行する。ただし、国立大学法人佐賀大学長の任期に関する改正については、令和７年１０月１日から施行する。